

2017 6/24

「監査等委設置」3割増

上場企業の統治形態の一つである「監査等委員会設置会社」を導入する企業が増えている。従来の監査役と異なり、社外取締役主体の委員会での経営をチェックする仕組みで、導入企業は6月末時点で800社程度と1年前より3割増える見通しだ。上場企業の5社に1社が導入する計算。経営の監督機能を強化する狙いだが、増員を求められている社外取締役を確保する側面もある。

昨年比、上場企業の5分の1

社外取締役確保狙いも

の役割が分かりにくいな、役員設置会社から監査等委員設置会社に移行した。海外投資家を中心に監査役制度よりも社外取締役を増やすべきだとの指摘も多かった。このため2015年の改正会社法施行で監査等委員会設置会社を導入された。ホンダは15日付で監査

▼監査等委員会設置会社 2015年5月に施行した改正会社法で選ばれるようになった企業の統治形態の一つ。取締役会の中に監査等委員会を設け、取締役の働きぶりをチェックする。3人以上の取締役で構成し、過半を社外が占める必要があるため、外部の視点を生かしやすい。

役員設置会社から監査等委員会設置会社に移行した。ただ監査等委設置会社への移行は社外取締役を増やすための方策との指摘も多い。東京証券取引所の企業統治指針で企業は2人以上の社外取締役を置くよう求められている。監査等委設置会社に移行して社外監査役を社外取締役に横滑りさせる結果的に社外取締役を確保できるためだ。

「指名委員会等設置会社」もあるが、6月時点で71社と1年前のほぼ横ばい。「(海外投資家の多くが求める)米国型の統治形態に日本企業が移行するには時間がかかる」(野村証券の西山賢吾シニア・ストラテジスト)との指摘がある。

日経電子版
http://www.nikkei.com/
お問い合わせ(7:00~21:00)
0120-24-2146

日本企業の大多数が採用する「監査役会設置会社」は取締役会の外に監査役会を置く。監査役は取締役会で議決権がないため、経営トップに対する影響力が弱いとの指摘もある。